

平成28年度「とんぼの未来・北の里づくり」
活動組織等技術支援研修会 資料

個 別 研 修 事 項



北海道日本型直接支払推進協議会

○ 地域資源保全管理構想の策定について

地域資源保全管理構想 の策定マニュアル

【多面的機能支払交付金】



北海道日本型直接支払推進協議会

平成28年12月

目 次

I. 地域資源保全管理構想策定の背景	P 1
1. 実施要領別記1－4の内容	P 2
2. 地域資源保全管理構想(様式)	P 3
II. 地域資源保全管理構想策定までの流れ	
1. 策定の期限と提出先	P 4
2. 検討項目	P 5
3. 策定までの流れ	P 5
III. 考えられる地域の課題と解決方法	P 8
IV. 地域資源保全管理構想の記入方法	P 10
1. 地域で保全管理していく農用地と施設	P 11
2. 地域の共同活動で行なう保全管理活動	P 12
3. 地域の共同活動の実施体制	P 13
4. 地域農業の担い手の育成・確保	P 14
5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策	P 14

はじめに

多面的機能支払交付金は、平成27年度に法制化された「日本型直接支払制度」の一つに位置付き、安定かつ継続した事業になるとともに、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして「地域資源保全管理構想」の策定が導入されました。

このことから、本交付金に取組む活動組織は、今後を見据え地域の目指すべき姿や取組むべき活動等を取りまとめた「地域資源保全管理構想」を活動期間中に策定する必要があります。

しかしながら、農村の過疎化・高齢化の進行、経営規模の拡大に伴い、共同活動に支障をきたす地域が発生し、今後、地域資源の適切な保全管理が困難になる見込みであるほか、本交付金の継続取組が困難になる活動組織が出てきています。

これらのことから、この度、羽幌町・初山別村の活動組織の皆さんにご協力を頂き、地域の課題把握と課題解決に向けた意見交換を行い、その過程などを「地域資源保全管理構想」の策定に向けたマニュアルにまとめました。

「地域資源保全管理構想」は5年後の姿を見通して策定するものですが、本マニュアルを参考にして、地域の課題解決に向けた手法等の検討を行い、地域の実態に即した実効性のある「地域資源保全管理構想」を策定してください。

I. 地域資源保全管理構想策定の背景

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記1－4に次のことが示されています。

- ◆農地集積の加速化や高齢化等、農村の構造変化に対応した地域資源の保全が必要。
- ◆このため、担い手を含め地域内の役割分担等に基づき、農村の構造変化に対応した農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理を推進することを目的に、次の取組を実施。
 - ①活動計画書に、構造変化に対応した保全管理の目標や地域ぐるみで取り組む保全管理の内容を位置付け、
 - ②それら取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、目標を含む活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、
 - ③活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を「地域資源保全管理構想」として、活動組織が策定。

1. 実施要領別記1－4の内容

① 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」（以下「推進活動」という。）は、“構造変化に対応した保全管理の目標”に沿った農地維持支払における必須の活動の1つとして、毎年度、活動計画書に位置付けた活動を実施します。

Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- ☐ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- ☐ 集落営農組織の構築・充実を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- ☐ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- ☐ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- ☐ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- ☐ その他 ()

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期				
	<table><tr><th>地域ぐるみで取り組む 保全管理の内容 （1項目以上選択）</th><th>取組方向 （1項目以上選択）</th></tr><tr><td> ☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 ☐ その他（ ） </td><td> ☐ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 ☐ その他（ ） </td></tr></table>	地域ぐるみで取り組む 保全管理の内容 （1項目以上選択）	取組方向 （1項目以上選択）	☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 ☐ その他（ ）	☐ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 ☐ その他（ ）	
地域ぐるみで取り組む 保全管理の内容 （1項目以上選択）	取組方向 （1項目以上選択）					
☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 ☐ その他（ ）	☐ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 ☐ その他（ ）					
推進活動	(1項目以上選択) ☐ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催 ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 ☐ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 ☐ その他（ ）	毎年 ○ 回 (○月、○月、○月)				

② 市町村による点検・評価

活動組織が行う「推進活動」は、毎年度、市町村において活動を確認できる資料等に基づき実施状況の点検を行います。また、市町村は活動組織が定めた目標の達成状況等について、毎年度の点検を踏まえ3年度目(中間年)に点検・評価を行い、活動組織は必要に応じて活動内容の見直しを行います。

③ 地域資源保全管理構想

活動組織は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、構造変化に対応した目指すべき保全管理の姿を明確にし、それに向けて「取り組むべき活動・方策」等を活動期間中に取りまとめます。

その後、「取り組むべき活動・方策」の実践を図り、取組や構想を見直し・充実し、適切な保全管理に向けた取組を促進します。

2. 地域資源保全管理構想（様式）

実施要領別記1-4で示される様式は、次のとおりです。

次ページ以降に、策定までの流れや留意事項等を整理していますので、ご確認ください。

（別記1－4様式）

〇〇地区地域資源保全管理構想 （〇年〇月作成）

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- （1）農用地
- （2）水路、農道、ため池
- （3）その他施設等

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- （1）農用地について行う活動
- （2）水路、農道、ため池について行う活動
- （3）その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

- （1）組織の構成員、意思決定方法
- （2）構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- （1）担い手農家の育成・確保
- （2）農地の利用集積

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

II. 地域資源保全管理構想策定までの流れ

1. 策定の期限と提出先

地域資源保全管理構想は、活動期間中（活動終了年度迄）に策定することとされています。

策定した構想は、関係する市町村へ提出します。市町村において認定等の承認行為は必要ありませんが、写しを道協議会へ提出します。

なお、国では平成31年度に制度の見直しが検討されています。この際、提出年度の混乱が予想されるため、本道においては活動終了年度が平成31年度以降の活動組織であっても、平成30年度末までに策定頂くこととします。

<活動終了年度>		<策定年度>	
・平成28年度	→	平成28年度末までに策定	
・平成29年度	→	平成29年度	//
・平成30年度	→	平成30年度	//
・平成31年度以降	→	平成30年度	//

※活動終了年度は、活動計画書のⅠの1.活動期間に記載されています。

2. 検討項目

地域資源保全管理構想は、実施要領別記1-4様式に基づき策定します。

様式には、事業計画（活動計画書）と組織内で既に決定している体制に基づき記載する項目や関係するプラン等から引用できる項目のほか、地域内で話し合っ

て策定する項目があります。

◆地域内の話し合いで決定する項目◆

○別記1-4様式、5.適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

→構想策定後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組む活動・方策等を話し合っ取りまとめます。

→このほか、別記1-4様式の「1.地域で保全管理していく農用地及び施設」、「2.地域の共同活動で行う保全管理活動」、「3.地域の共同活動の実施体制」は、話し合いの結果を踏まえ、必要に応じて現在の内容の見直しを行なうことも重要です。

3. 策定までの流れ

地域資源保全管理構想の策定に向けては、1.事前準備、2.現状把握、3.議論、4.合意・取りまとめ、を基本の流れとし、次表のとおり話し合い等を進めます。

また、各手順毎の留意点等を整理していますので確認してください。

なお、道協議会では助言を行なう観点から、要望に応じて話し合いの場に同席することも行っていますのでご相談ください。

手順①	話し合いの場の設定	・日程の設定 ・開催の案内 ・役割分担
手順②	配布資料の準備	・現在の活動内容の確認 ・配布資料の事前準備
手順③	課題の確認・共有	・配布資料の内容確認 ・“現在”の課題抽出 ・“5年後”の課題抽出
手順④	課題解決に向けた議論	・課題解決手法の検討 ・交付金の取組の確認
手順⑤	適切な保全管理に向けて取組む活動・方策の合意	・課題と課題解決手法の確認・共有 ・目指すべき姿を設定 ・取組むべき活動・方策 ・保全管理する農用地・施設の確認

3-1. 事前準備

①策定に向けた話し合いの場を設定します。

○日程の設定

- 役員が中心となり、策定に向けた話し合いを行う日時や会場を設定します。
- 多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定しましょう。
- 会議の終了予定時間を明確にします。この事で集中した議論への誘導も可能となります。なお、時間が足りなく予定した内容の議論が終わらない場合は、複数回の話し合いの場を設けます。

○開催の案内

- 話し合いの際は、役員だけではなく、“女性を含む多くの地域住民”が参加することが重要です。

○役割分担の決定

- 進行役と発言要旨を記録する担当者を予め決めておきましょう。

②配布資料を準備します。

○現在の活動内容の確認

- 活動計画書に位置付けている「構造変化に対応した保全管理の目標」と「推進活動」の内容を確認します。
- 活動対象施設の一覧表や位置図を整理しておきます。この資料に基づき、7ページの⑤で活動の対象とする農用地・施設を確認・合意します。

○配布資料の事前準備

- 「推進活動」で、検討会や意向調査等を行っている場合は、その資料等を取りまとめて参加者に配布すると、現在の組織の方向性等の認識が深まり、話し合いがスムーズに進みます。
- 併せて、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の写し（抜粋）が有ると、方向性の決定の際に参考になります。

3-2. 現状把握

③課題を確認し共有しましょう。

○配布資料の内容確認

- 参加者の皆さんで、事前に取りまとめた「推進活動」の資料の内容を確認し、今までの検討内容や意見等を予め確認します。

○“現在”の課題抽出

- 自分達が住む地域や現在の共同活動において、どのような課題（施設の状態・作業体制・活動内容・年齢構成等）があるかを確認します。
- 全ての参加者が考える全ての課題を発言して貰いましょう。
発言することで参加している意識が高まります。
（〇〇さんと同じ意見です。←この発言も重要です！）
- 皆さんが考える課題を全て発言し尽くすまで、議論はしません。

○“5年後”に想定される課題抽出

- 現在の課題と同様に、5年後に想定される課題を発言して貰います。
- “現在”の課題と併せて発言しても結構です。

※ここ迄で予定時間に達した場合は、日を改めて④以降を実施します。この場合、③で発言された内容の要旨を取りまとめ、④の参加者に配布しましょう。

3-3. 議論

④共有した課題の解決に向けた議論をしましょう。

○課題解決手法の検討

- ③で発言された課題の内容を参加者に周知し、“現在”と“5年後”に想定される課題を解決する手法を議論します。
- 課題1つに対して意見が出なくなるまで議論をしましょう。
- この時、「その考えは間違っている！」など他者の発言を否定する事を避け、自由に発言をして貰いましょう。このことで、様々な角度からの意見が生まれます。
- 課題Aに対しては、地域の実情に沿った結論であっても、課題Bの側面からは課題Aの結論を見直さなければならない場合がありますが、先ずは課題1つずつに対して、地域の方向性を定めてから調整しましょう。
- 意見が少ない時は、発言していない出席者に意見を求めましょう。

○多面的機能支払交付金の取組の確認

- 現在の活動期間を終えた後も、課題解決に向けて多面的機能支払交付金を活用するか、予め確認しましょう。

3-4. 合意・取りまとめ

⑤「適切な保全管理に向けて取組む活動・方策」を合意しましょう。

○課題と課題解決手法の確認・共有

- 話し合われた“現在”と“5年後”に想定される課題の解決手法について、再度、参加者と確認をします。

○目指すべき姿を設定

- “5年後”を見通し、地域を目指すべき姿を取りまとめます。

○目指すべき姿を達成するために取組むべき活動・方策

- “5年後”を見通し、取組むべき活動・方策の大枠を取りまとめます。
- 取りまとめた活動・方策に基づき、毎年度、詳細の活動内容を決定します。

○保全管理する区域内の農用地・施設の確認

- 活動の対象とする農用地・施設の変更を行う必要があるかを確認します。

※確認した結果を踏まえ、構想様式への記載内容の合意を得ます。

※合意した結果、「保全管理の目標」と「推進活動」、「活動対象施設」等の内容に変更が生じる場合は、活動計画書を変更し、市町村の認定を受けます。

III. 考えられる地域の課題と解決方法

道協議会で実施してきた意見交換会や、相談事例の中から主だった課題と解決方法をまとめました。なお、解決方法等に記載の内容は、必ずしも行う必要があるものではなく、課題解決に向けた参考記載であることにご留意ください。

No	課題	解決方法等
1	経営規模（面積）の拡大や農家戸数の減少に伴い、共同活動への参加が困難	✓ 点検・機能診断は、まとまって行わず農作業等の中で個々が気付いた事を集約してまとめる ✓ 共同活動の一部を建設業者等へ発注する ✓ 一堂に会する共同活動ではなく、持分を決めて設定した期間内に実施 ✓ 組織として行う草刈は年1回にする
2	高齢化による離農に伴い、遊休農地が発生	✓ 遊休農地化は交付金の遡及返還の対象となるので留意 ✓ やむを得ず活動期間中に発生した場合は、景観作物等の植栽や耕起などを実施することで遊休農地を解消 ✓ 新たな活動期間が始まるときに、活動の継続が困難になる見込みの農地は、予め申請面積から除外も可能
3	建設業者等の委託先が見つからない	✓ 工事工期に余裕を持たせ、業者の余裕のあるときに対応して貰う ✓ 業務の内容によっては、建設業者に限定せずに地域のシルバー人材派遣組合などに相談する ✓ 草刈等は、町の広報誌や新聞折込を活用して、区域以外の町民等からの参画を募集し、日当支払で対応する（参加同意書への登録は必要なし）
4	圃場整備事業の実施が難しいが水路の老朽化が深刻	✓ 原則、新材の使用割合等の制限はないので、機能診断に基づき、新材による補修を実施 ✓ 全線新材にする場合や土水路にトラフ等を設置する場合は、活動計画書に長寿命化計画を位置付けて実施する必要がある ✓ 必要に応じて業者委託を検討 ✓ 地域の実態に即した補助事業もあるので、関係市町村を通じて（総合）振興局に問合せる

No	課題	解決方法等
5	農村環境保全活動の取組が負担・困難	✓ 既に地域内で行われている取組を活動組織の活動に置き換える。なお、必ずしも交付金を使わなければならない訳ではない。 →田の代掻き時の浮遊物質除去：水質保全 →町が行うアライグマの駆除：生態系保全 →農家が行う緑肥作物（キカラシ・エン麦）：景観形成・生活環境保全 ✓ 複数の取組を実施している場合、要件クリアを前提に負担なく活動できる取組項目1つにする
6	交付金が足りないので、単価を増額して欲しい	✓ 現在の仕組みの中で単価の増額変更は想定されていない ✓ 単価は実施状況報告に添付する活動記録に基づき、活動の時間等を積上げて設定されているものだが、各組織の現在の活動記録の時間を積上げると、単価の減額が想定される ✓ 関係機関・団体で単価の増額要望を実施しているが、根拠資料の提示が求められている ✓ 引き続き増額要望を行う観点からも、交付金を使用している活動に限定せずに、対象となる全ての活動を活動記録に取りまとめる必要がある
7	業務の負担感から役員の後継者がいない	✓ 役員業務の分散化 ✓ 組織の統合（広域化）により役員数の削減 ✓ 地域慣行の範囲内で役員報酬を設定するほか、事務日当の支弁を検討
8	事務処理が膨大	✓ 作業日報の様式の簡素化や集約方法の見直し（写真を撮影している場合は、撮影対象を削減） ✓ 事務委託の検討 ✓ 実績に基づき農地面積・施設延長等の日当支払上限単価を設定（実働日報は必要）
9	これら負担を背景に、多面的機能支払への取組を止めたい	✓ 活動期間中に止めると交付済み交付金の返還が生じるため、期間終了までは継続する ✓ 地域の課題解決に金銭は必要になるので、取組内容や手法の見直しを行い負担軽減を図る ✓ 地域資源保全管理構想は、5年後の目指すべき姿等を策定するものであることから、交付金の有無に関わらず活動を継続する必要がある

Ⅳ. 地域資源保全管理構想の記入方法

7ページの⑤で合意した内容を所定の様式に反映します。
各項目毎に留意点等をまとめているので参考にしてください。

(別記1－4様式)

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等



11ページへ

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動



12ページへ

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動



13ページへ

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積



14ページへ

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策



14ページへ

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

1. 地域で保全管理していく農用地と施設

- ① 話し合いの際に確認・合意した、地域で保全管理していく農用地（地番・所有者・耕作者等）と施設（路線名称等）を一覧表と位置図で整理します。
 - 施設は、水路・農道・ため池の他、その他の施設として共同活動の対象とする「鳥獣害防護柵」「防風林」「有機質処理施設」「ポンプ」等も対象となります。
 - 一覧表で整理した路線や施設は、位置図に番号等で図示します。また、路線名や施設名の設定が無い、又は分からないものも同様に位置図に整理（図示）します。
- ② ①で整理した施設の総延長等を様式に記入します。
 - 整理した一覧表や位置図は市町村へ構想を提出する際に添付します。なお、構想の写しを市町村から道協議会へ送付する際は、これらの書類を添付する必要はありません。
 - 活動計画書の記載値と差異が生じる場合は、活動計画書の別紙「認定対象区域図面」を変更し、関係市町村を通じて道協議会の事前確認を受けたうえで、事業計画の認定申請（変更）を関係市町村へ提出します。

～ 様式への記載例 ～

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

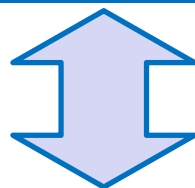
（１）農用地 田 5,555 a、畑 6,666 a、草地 7,777 a

（２）水路、農道、ため池

用水路 6.6km、排水路 7.7km、農道 8.8km、ため池 9箇所

（３）その他施設等

・鳥獣害防護柵 22.2km、有機処理施設 8棟



一覧表で整理した値と異なる場合は
事業計画の認定（変更）をします。

活動計画書 ～抜粋～

2. 保全管理する区域内の農用地、施設

認定農用地面積 (集落の管理する農用地)	計				遊休農地面積
	田	畑	草地		
	a	a	a	a	a
農業用施設	水路		農道	ため池	(農用地にかかる施設)
	開水路	パイプライン			
	km	km	km	箇所	
うち、施設の長寿命化の対象施設	km	km	km	箇所	

2. 地域の共同活動で行なう保全管理活動

○共同活動で行なう保全管理活動の対象とする範囲と内容を整理します。

→農用地及び①で整理した施設の種類毎に、実施していく保全管理活動の取組内容を記載します。

→農村環境保全活動に係る活動は記載しません。

～ 様式への記載例 ～

2. 地域の共同活動で行なう保全管理活動

(1) 農用地について行なう活動

- ・必要に応じ「遊休農地発生防止のための保全管理活動」として、当該農用地へキカラシ等を植栽し、耕起までの一連の作業を実施。
- ・田では、農地周りの草刈作業を、期間を定めて農家個々に年1回実施。
- ・畑では、多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化）として、融雪水及び降雨水の地下浸透促進が必要な農地でサブソイラーを実施。
- ・草地では、多面的機能の増進を図る活動（農地周りの共同活動の強化）として、採草作業とは別に農地周りの笹刈を実施。
- ・鳥獣害防護柵（鹿柵及び隔障物）の維持管理

(2) 水路、農道、ため池について行なう活動

以下の取組について、機能診断の結果等に基づき必要な取組を実施。

- ・用水路では、農地維持と資源向上（共同）の交付金において、長寿命化計画により、素堀用水路へのトラフの新設と、老朽化が激しい路線全延長を新材のトラフで入れ替えを実施。
- ・排水路では、融雪期の氾濫を未然に防止する観点から、農用地全面への融雪材の散布を行なう。
- ・農道では、必要な砂利補充を行なうとともに、用水路同様に長寿命化計画に基づき必要な路線のアスファルト舗装を実施。
- ・農道に位置付く集乳道における冬期間の除雪を、景観形成・生活環境保全の取組で実施。
- ・ため池では、H〇〇年度に水抜きを行い、堆積土砂の撤去を実施。
- ・各施設の法面等の草刈活動

(3) その他施設等について行なう活動

- ・鳥獣害防護柵では、鹿柵と隔障物の設置・撤去と補修及び新設。
- ・有機質処理施設では、柱部分の塗装作業。

3. 地域の共同活動の実施体制

○活動組織の構成員とその役割分担について整理します。

- 構成員について、農業者は担い手農家とそれ以外の人数を記載します。
- 意思決定方法は、規約に定める議決方法を記載します。
- 期間を定めて農業者個々に活動する取組がある場合は、当該活動の内容と期間を記載します。
- （１）の構成員毎に共同活動の役割分担を整理します。

～ 様式への記載例 ～

3. 地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は、農業者 20名、担い手農家 3名、農業者以外 5名、団体 3団体の計31名から成る。
- ・意思決定は、総会で決定するものとする。総会は構成員現在数の過半数の出席（委任状含む）をもって開催し、議事は出席した構成員の過半数で決する。

（２）構成員の役割分担

①農用地について行なう活動

- ・主に農業者、担い手農家が行なう。草刈作業は、毎年6月中旬の2週間の間で行なうが、その年の天候等を踏まえて適宜変更する。

②水路、農道、ため池について行う活動

- ・用水路、排水路、農道の草刈は、農業者、担い手農家、団体で行なう。
- ・農道の砂利補充とため池の草刈は、農業者以外と団体で行なう。
- ・補修等については、農業者、担い手農家、非農業者が行なうが、必要に応じて業者等への委託を行なう。

③その他の施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵の維持管理、有機質処理施設の補修は、農業者、担い手農家、非農業者で行なう。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

○担い手農家や農地集積の現状と目標を整理します。

→人・農地プラン等を参考にして、担い手農家の現在と計画上の人数を記載します。

→同様に、農地の利用集積についても、現在と計画の経営規模を記載します。

～ 様式への記載例～

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

		(現在)	(計画)
担い手農家数	個人	100経営体	105経営体
	法人	2経営体	4経営体

(2) 農地の利用集積

(現在) 2,500ha (計画) 2,600ha

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

○話し合いを行なった結果を基に、①現状の課題、5年後を見通した②今後の課題、③目指すべき姿、そのために④取り組むべき活動や方策 を記載します。

→人・農地プランや推進活動で実施した検討会、農業者等に対する意向調査などの資料をもとに、地域の課題、目指すべき姿を記載します。

→課題への解決策と目指すべき姿の実現への方策を記載します。

～ 様式への記載例 ～

※話し合いを行なった経過と合意された次の項目の内容を記載します。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・平成〇年〇月〇日、△△会館において、◇名の参加を得て話し合いを行ない、次のとおり合意を得た。(他■回の打合せを実施)

【①現状の課題】

・*****

【②今後の課題】

・*****

【③目指すべき姿】

・*****

【④取り組むべき活動や方策】

・*****

おわりに

- 「地域資源保全管理構想」は、人口減少や農村部の高齢化が進行する中で、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道などの地域資源を次の世代に継承するために、何をすべきかをまとめるものです。
- 構想のまとめとなる「取り組むべき活動と方策」については、それぞれの地域で十分な話し合いのもとに課題が出尽くされ、活発な議論を経て合意形成されることが最も重要と考えます。
- 本マニュアルの「はじめに」では、本交付金の継続取組が困難になる活動組織があることを述べました。
- しかし、この制度は、旧来から地域が農地や施設を維持管理する目的で行ってきた活動をベースに仕組みが作られており、活動計画の建て方や活動の実施方法を工夫することで、構成員の負担感を少なくしながら取組みを継続することもできるものではないでしょうか。
- 本マニュアルの「Ⅲ．考えられる地域の課題と解決方法」の9にも記載していますが、構想にまとめた「取り組むべき活動と方策」は、交付金の有無に関わらず実現に向けて取り組むものです。
- 今後とも、多面的機能支払交付金を有効に活用して、地域資源の適切な保全管理と地域の課題解決を図り、5年後、10年後のあるべき姿を創造してみませんか。
- 構想策定に係る相談や本マニュアルに対する意見等は、道協議会までお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局：水土里ネット北海道 技術部地域支援課

Tel（直） 011-206-6209

Fax 011-200-5352

Email tombo@do-nouchimizu.com